

東日本大震災により生じた災害廃棄物の受入検討状況に係る補足調査について

環境整備課

県では、10月7日付けの国からの要請を受け、県内の市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」）における災害廃棄物の受入検討状況を照会し、その結果を10月21日に国に報告したが、同日付けで「災害廃棄物の広域処理の推進に係るガイドラインに関するQ&A」が国から示されたため、10月24日に改めて補足調査を行った。

1 調査概要

(1) 調査対象：県内全市町村等（25市町村、7事務組合）

(2) 調査内容

現時点における災害廃棄物の受入検討状況等

- 国の調査項目
 - A：既に災害廃棄物の受入を実施している。
 - B：被災地への職員派遣や検討会議の設置等の具体的な検討を行っている。
 - C：被災地への職員派遣や検討会議の設置等の具体的な検討を行っていないが、受入に向けた検討を行っている。
- 県で設定した調査項目
 - D：受入を前提とした検討は行っていないが、今後の状況次第では検討する可能性がある。
 - E：検討の結果、受入は行わない。
 - F：その他

(3) 調査結果（詳細は別紙のとおり）

A：なし

B：1市

C：なし

D：5市2町1村3事務組合（11市町村等）

E：5市5町1村3事務組合（14市町村等）

F：2市2町1村1事務組合（6市町村等）

<参考> 国が取りまとめた全国の回答状況

国では10月31日までに回答のあった37都道府県について、11月2日に中間報告を行った。

○ 結果の概要（回答数には一部事務組合を含む）

		A	B	C
市町村	今回の回答状況	6	2 (1)	46
等数	5月時点での回答状況(受入協力)	572	(11:6市5事務組合)	

※()内は本県分

2 今後の対応

- 今回の調査結果においても、災害廃棄物の受入に不安があり、住民の理解を得ることが難しいなどとの回答が多くあったことから、国に対しては再びこうした状況を伝えるとともに、今後の受入のあり方について、国とも協議しながら、慎重に対応を検討することとしている。
- なお、岩手県からは、広域処理の協力に向けた検討を引き続き行うよう要望されていることから、今後も同県から放射能等に関する詳細なデータの提供を受けるなど、情報収集を行うこととしている。

東日本大震災により生じた災害廃棄物の受入検討状況_補足調査（10.24-27）の結果について

	選択肢	回答数	市町村及び一部事務組合	主な検討内容等
国の調査項目	A: 既に災害廃棄物の受入を実施している	0	—	
	B: 被災地への職員派遣や検討会議の設置等の具体的な検討を行っている	1	秋田市	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物の処理に関して安全な処理基準が明確になっておらず、自治体が安全性を判断できない。 ・溶融炉から発生するメタルやスラグは、原材料等として市場に流通しているため、厳格な管理をしても、万一高い放射能が検出された場合、二次的な放射能汚染の拡大や溶融施設の休止が考えられる。 ・受入後に高い放射能が検出された場合、農業や商業、観光業などの幅広い分野で風評被害が懸念される。 ・災害廃棄物の受入については一自治体として判断するのではなく、県内の広域的な問題として検討しなければならない。
	C: 被災地への職員派遣や検討会議の設置等の具体的な検討を行っていないが、受入に向けた検討を行っている	0	—	
県で設定した調査項目	D: 受入を前提とした検討は行っていないが、今後の状況次第では検討する可能性がある	11 (8市町村、3事務組合)	大館市、由利本荘市、大仙市、仙北市、湯沢市、小坂町、羽後町、東成瀬村、能代山本広域市町村圏組合、大仙美郷環境事業組合、湯沢雄勝広域市町村圏組合	<ul style="list-style-type: none"> ・受入を検討する前提として、国が、基準値以下を安全とする明確な根拠と、万が一の際の責任の所在と対応について明らかにし、住民の不安を払拭することが必要。 ・住民の理解が得られるよう、国や県による説明と周知活動が必要。 ・より明確な安全基準の設定が必要。 ・受入を検討するに当たっては、放射能濃度等に関する詳細なデータの提供や専門的な内容に関する説明および住民の理解が必要。 ・災害廃棄物の受入・処理前後の基準や対処方法がまだ明確でなく現時点では判断できない。 ・焼却炉の種類に応じた受け入れ基準の設定が必要。 ・焼却した後のリサイクルを行う場合の基準の明確化が必要。 ・住民が納得・理解できるような十分な情報・条件が示されておらず現状では判断できない。 ・焼却灰の一部を県内民間最終処分場で処分しており、受託先の状況が不明確のため、現時点では判断できない。
	E: 検討の結果、受入は行わない	14 (11市町村、3事務組合)	鹿角市、北秋田市、男鹿市、潟上市、にかほ市、藤里町、三種町、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村、鹿角広域行政組合、北秋田市上小阿仁村生活環境施設組合、八郎湖周辺清掃事務組合	<ul style="list-style-type: none"> ・埋立処分場の残余容量が少ない。 ・焼却施設の処理能力が小さい。 ・焼却施設が老朽化している。 ・安定型処分場のため放射性物質を含む廃棄物の埋立処分は不可。 ・最終処分場内に浸出水処理施設がないため受入不可。 ・町内に中間処理(破碎、焼却)施設がなく、最終処分場への直接埋立が不可のため協力できない。 ・処理施設への搬入路が狭隘なため大型車の通行不可。 ・放射能にかかる風評被害が心配であり住民の理解が得られない。 ・住民が納得できるだけの前提条件・安全基準等が明確に示されていない現状では受入できない。
	F: その他	6 (5市町村、1事務組合)	能代市、横手市、八峰町、美郷町、上小阿仁村、本荘由利広域市町村圏組合	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理施設がない。 ・一般廃棄物との混焼による放射性物質の濃縮程度が不明であり、安全性に関する判断がつかない。 ・受入検討をする余地はあるが、処理施設の改修工事が予定されており、見通しが困難。